狩猟用発信器（ドッグマーカー等）は、技術基準に適合している「技適マーク〒」の表示がある機器をご使用ください！

電波法で定める技術基準に適合しない狩猟用発信器の電波は、重要無線や他の無線に妨害を与える場合があります。

〒 技適マークあり

技適マークなし

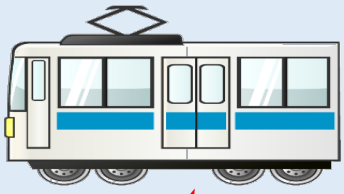

列車無線などを妨害

⚠ 不法電波は罰せられます。

【不法開設】

■電波法では、無線局を開設する場合、電波法令で定める微弱な電波を発射する無線機や技適マークがある狩猟用発信器等を除いて、総務大臣の免許を受けなければなりません。総務大臣の免許を受けずに無線局を開設した場合は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処せられることがあります。（電波法110条）

【重要無線通信妨害】

■警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、5年以下の拘禁刑または250万円以下の罰金に処せられることがあります。（電波法108条の2）

2025.6